

令和8年度

利根川水系土地改良調査管理

那珂川沿岸地区高根幹線水路ほか

土地改良施設整理台帳附属図面作成業務

特 別 仕 様 書（当初）

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この特別仕様書は、令和8年度 利根川水系土地改良調査管理 那珂川沿岸地区高根幹線水路
ほか土地改良施設整理台帳附属図面作成業務（以下「本業務」という。）に適用する。

- 2 本業務は、用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書により実施する。
- 3 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 4 特別仕様書又は共通仕様書の間に相違がある場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。

(業務概要)

第2条 本業務は、平成29年度から令和7年度までに那珂川沿岸農業水利事業で整備された高根幹線水路等の工事完了図書等を基に、土地改良施設整理台帳附属図面の作成を行うものであり、詳細は第3章に示すものとする。

- (1) 実施場所
茨城県水戸市有賀町地内ほか（別添位置図のとおり。）
- (2) 土地改良施設整理台帳附属図面作成 12.18km

(班編制)

第3条 本業務は、2班以上の編制により行うものとする。

第2章 測 量 条 件 及 び 貸 与 資 料 等

(貸与資料等)

第4条 本業務実施のために次の資料を貸与する。なお、貸与資料は発注者より返却の申し出があった時には速やかに返却しなければならない。

資 料 名	数 量	備 考
対象工事図面データ	一式	電子データ
用地関係図面データ	一式	電子データ
その他必要な資料	一式	

- 2 受注者が、土地の登記記録等若しくは戸籍簿等を閲覧し、またはその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

第3章 作 業 項 目 及 び 内 容

(作業項目及び数量)

第5条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
(1) 作業計画の策定	1 業務	
(2) 作業準備	6 7 工事	
(3) 現地踏査（水路・道路等）	12.18km	
(4) 全体位置図の作成	1 枚	
(5) 施設図郭割図の作成	6 枚	縮尺=1/10000

(6) 水路路線図の作成	3 枚	縮尺=1/10000
(7) 水理縦断図の作成	3 枚	縮尺=1/10000
(8) 施設管理図の作成	4 3 枚	縮尺=1/500
(9) 管割図の作成	4 3 枚	縮尺=1/500
(10) 用地管理図の作成	4 3 枚	縮尺=1/500
(11) 管理用設備模式図の作成	3 枚	
(12) 構造図の製本	1 6 3 5 枚	
(13) 構造図（図面ボックスの修正）	1 6 3 5 枚	

（指示事項）

第6条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

本業務における図面の作成にあたっては、「国営造成施設の戦略的保全管理のための情報整備についての細部運用について」（平成24年11月20日付け24農振第1508号農林水産省農村振興局整備部長通知）で定める別添2「土地改良施設整理台帳付属図面等作成要領」に基づき作成するものとする。

（管理技術者）

第7条 管理技術者の要件は、共通仕様書第8条第3項によるものとする。

ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者は現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

第4章 打 合 せ

（打合せ）

第8条 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、打合せの場所は、関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所とする。

- (1) 業務に着手するとき
- (2) 業務の中間2回
- (3) 成果物とりまとめの段階

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第42条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成 果 物

（成果物等）

第9条 提出する成果物及び提出部数等は次のとおりとする。

成 果 物		数 量	装 丁 等
土地改良施設整理台帳付属図面 ①全体位置図 ②施設図郭割図	電子データ	正副2部	C D - R 等

③水路路線図 ④水理縦断面図 ⑤施設管理図 ⑥管割図 ⑦構造図 ⑧用地管理図 ⑨管理用施設模式図	書 面	3 部	製本（A2判二つ折り）
	成果物の出力	1 式	市販のファイル綴じで可 （現地踏査記録等）

- 2 成果物の提出先は、次のとおりとする。
- 〒277-0831 千葉県柏市根戸471-65
 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第6章 契 約 変 更

（契約変更）

第10条 業務請負契約書に規定する協議事項は、次のとおりとする。

- （1）本特別仕様書第5条に示す、「作業項目」及び「数量」に変更が生じた場合。
- （2） " 第6条に示す、「指示事項」に変更が生じた場合。
- （3） " 第8条に示す、「打合せ回数」に変更が生じた場合。
- （4） " 第9条に示す、「成果物」及び「数量」等に変更が生じた場合。
- （5）履行期間の変更が生じた場合。
- （6）その他

第7章 そ の 他

（低入札価格契約における第三者照査）

第11条 調査基準価格を下回る価格で契約した場合において、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条の2照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- （1） 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- （2） 関東農政局において、令和7・8年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- （3） 関東農政局長から、補償コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中ではないこと。
- （4） 共通仕様書第30条守秘義務を遵守できるものであること。
- （5） 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

- （ア）親会社と子会社の関係にある
- （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある

②人的関係

- （ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

○照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

○照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて作業計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 成果物とりまとめの段階時の打合せへの立会い

特別仕様書第8条に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（業務スライドの試行）

第12条

1 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。

2 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。

3 発注者又は受注者は、第2項の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。

4 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 5 第2項の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。
この場合において、第2項中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、第2項から第5項の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- 7 第6項の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第4項及び第7項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第2項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 業務スライドの試行に係る運用については、第1項に記載の通知に基づくものとする。

(疑 義)

第13条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。